**○経済産業省
環境省国土交通省告示第六十四号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十八年一月八日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十八年五月六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－AZTEC 120	AZTEC 622－020	株式会社大原鉄工所	新潟県長岡市城岡二丁目8番1号

**○経済産業省
環境省国土交通省告示第六十五号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十八年三月三十日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十八年五月六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－66	キャタピラー M16	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
NS2－V 53	キャタピラー 988H	〃	〃

**○経済産業省
環境省国土交通省告示第六十六号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十八年三月三十日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十八年五月六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－739	キャタピラー P555E	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
NS2－V 57	キャタピラー 770	〃	〃

**○経済産業省
環境省国土交通省告示第六十七号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十八年四月七日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十八年五月六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－V 86	日立住友 SCX 400－C3	日立住友重機械建機クレーン株式会社	東京都台東区東上野六丁目9番3号

**○経済産業省
環境省国土交通省告示第六十八号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十八年四月七日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十八年五月六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－138	日立住友 MH 5510B	日立住友重機械建機クレーン株式会社	東京都台東区東上野六丁目9番3号

**○経済産業省
環境省国土交通省告示第六十九号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき、三菱マヒンドラ農機株式会社から、承認事業者の名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十八年五月六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

1．変更する承認事業者の名称

新

三菱マヒンドラ農機株式会社

旧

三菱農機株式会社

2．変更年月日

平成27年10月1日